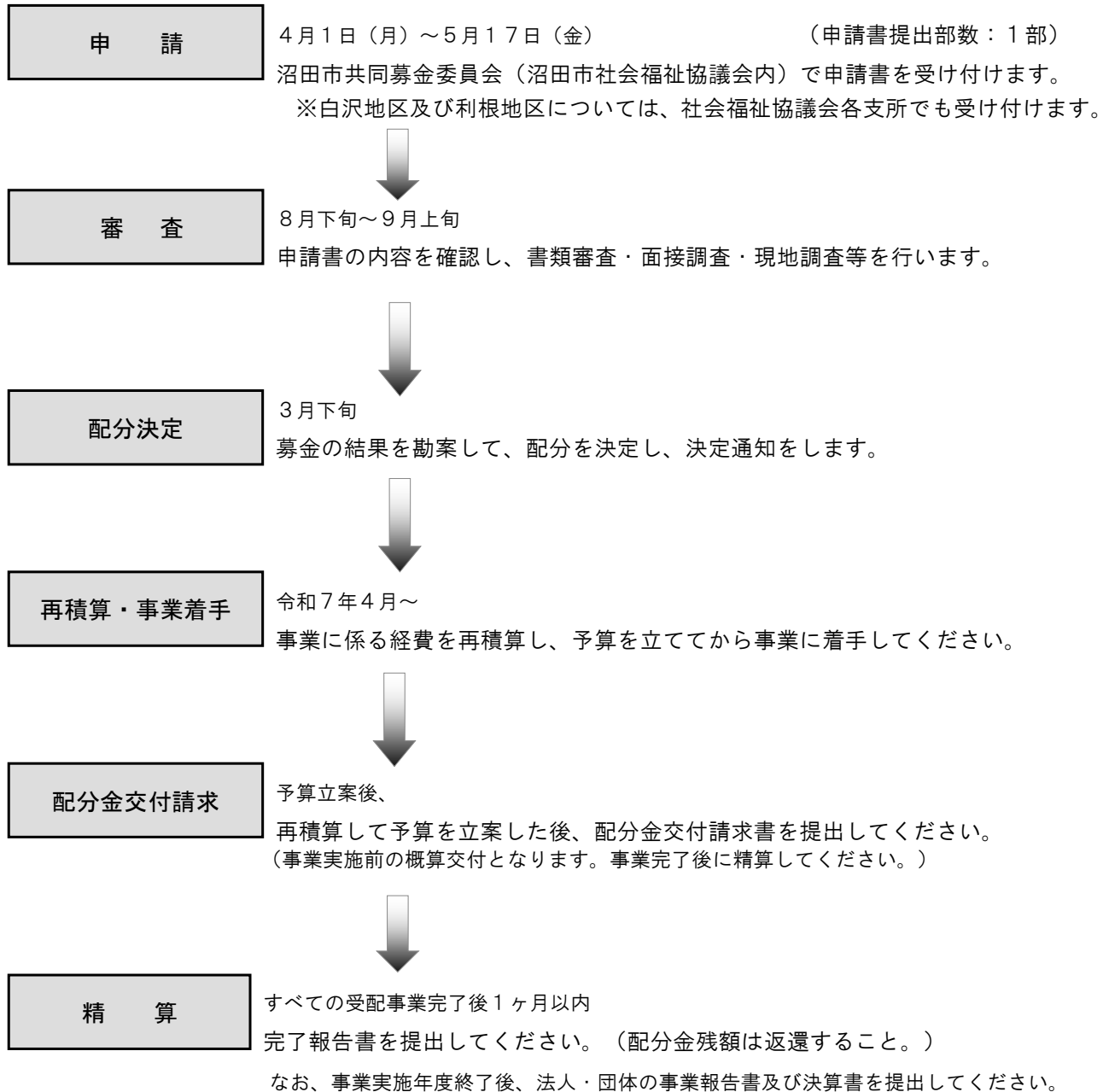


# 令和6年度共同募金受配の手引き

## (運営費配分 編)

令和6年度共同募金は、令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に実施する事業に対して配分します。  
この配分を受けるにあたっては、以下を遵守してください。

### I 申請から事業実施までの流れ



## Ⅱ 配分基準等

### 1. 配分対象

福祉活動を目的として設立された任意団体（※）で、主に沼田市内で活動する団体の活動費。

＜法人は配分対象外です。＞

※「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

### 2. 配分対象外

他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

### 3. 配分上限額

1 団体あたり 3 万円を上限とする。（配分額は千円単位）

### 4. 留意事項

- ① 同一団体につき年度連続配分は 3 年までとし、連続受配後 1 年以上を空けなければ再申請できない。
- ② 同一申請者が同一年度に他の配分（事業経費、施設・設備・備品整備、安心安全のまちづくり事業活動、地域コミュニティ構築支援活動）を申請できない。
- ③ 令和 5 年度の施設整備・備品整備配分のいずれかの配分決定を受けている場合は、申請できない。

## Ⅲ 配分申請書の作成方法及び提出先等

### 1. 申請理由の明確化

なぜ配分金が必要なのかを考え、その理由について団体のメンバーと協議する。

一言で「資金不足」といっても、なぜ資金が不足しているのか、その原因を考えてみること。

また、配分金を受けることにより、何が充実し、どのように発展するのかを明確にすること。

### 2. 配分申請書の作成（様式 1 - < 2 >、1 部作成）

- ① 「配分金を必要とする理由」欄：1 で話し合った理由をまとめ、記述する。
- ② 「会の主な活動内容」欄：現在の活動内容について、活動目的とともに具体的に記述する。
- ③ 「行政や他の助成団体からの助成金」欄：過去に受けた補助金について、単発的な補助金・継続的な補助金ともに主なものを記入する。
- ④ 添付書類を 1 部用意する。
  - ・ 会則のコピー
  - ・ 令和 5 年度の団体の事業報告書・決算書（申請時に提出できない場合は 5 月末日までに）
  - ・ 令和 6 年度の団体の事業計画書・予算書
  - ・ その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

### 3. 申請方法

- ① 受付窓口：沼田市共同募金委員会事務局（沼田市社会福祉協議会内）
- ② 受付期間：令和 6 年 4 月 1 日（月）～5 月 1 7 日（金）（受付窓口必着、郵送可）
  - ※ 郵送の場合、提出書類の不備は受付できません
- ③ 提出部数：1 部

#### [留意事項]

申請内容について、必要に応じて申請前に事務局にご相談下さいますようお願いいたします。